

# 県民意見聴取手続（パブリックコメント）の実施について

## （静岡県食肉センターの設置管理条例及び利用料金について）

### 1 要 旨

令和8年4月の供用開始に向け、令和7年2月議会において静岡県食肉センターの設置及び管理に関する条例（設置管理条例）を制定する。

制定に向けて、12月23日(月)～1月9日(木)にパブリックコメントを実施する。

### 2 設置管理条例

#### (1) 主な内容

項 目	内 容
目 的	①食用に供する牛及び豚のと殺・解体の適正の確保 ②食肉の流通の円滑化 上記をもって畜産業の発展に寄与すること
事 業	① 牛及び豚のと殺・解体及び食肉の流通の円滑化に関すること ② センターを利用する牛及び豚の出荷者の使用に供すること(使用承認等) ほか
設置場所	菊川市赤土
開場時間	午前8時から午後4時50分まで
休 場 日	日曜日、土曜日、祝日、12/31～1/3
指定管理 施設運営	知事は、法人その他の団体で知事が指定するもの(指定管理者)にセンターの管理に関する業務を行わせるものとする

#### (2) 利用料金（抜粋）（と畜場使用料、と殺解体料及び冷蔵庫使用料）

区分	利用料金(案)	小笠食肉センター現行料金	参考：近隣県施設の料金帯
牛 120kg～	9,625 円/頭	9,207 円/頭	7,138～11,290 円/頭
豚 20～110kg	2,431 円/頭	2,398 円/頭	2,134～2,448 円/頭

### 3 スケジュール

12 月	1 月		
下旬	上旬	中旬	下旬
←	→	→	●
パブリックコメント 12/23(月)～1/9(木)		意見集約	結果公表

### 4 意見提出先

メールの場合	chikusan@pref.shizuoka.lg.jp
F A X の場合	0 5 4 - 2 7 3 - 1 1 2 3
郵送の場合	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 経済産業部農業局畜産振興課 畜産振興班
問合せ先	経済産業部 農業局 畜産振興課 畜産振興班 電話番号 0 5 4 - 2 2 1 - 2 0 9 5